

弁護士 弘中 章

昨年3月、台湾に滞在しました。台北大学法律学院との学術交流が第一の目的でありましたが、関係者の皆さまの計らいで、金融消費評議中心 (Financial Ombudsman Institution)、台湾士林地方法院(写真1)、万国法律事務所なども訪問することができました。

士林地方法院では、労働調停(「労働調解」)の期日をオンラインで傍聴しました。台湾では2020年1月1日より「労働事件法」が施行され、労働事件は、一部の事件を除き、訴訟提起前に調停手続を経なければならなくなりました(調停先行原則)。「労働調解」は、裁判官と労使の調停委員の計3名で構成される労働調停委員会によって進められるもので、労働審判委員会が主宰する日本の労働審判を彷彿とさせる手続ですが、日本の労働審判を参考にしつつ台湾の実情を踏まえてアレンジを加えたもので、特徴的な調停制度となっています(「台湾における労働紛争事件の新展開」Asia Business Law Journal 2022年4月21日)。

特徴の一つとして、裁判官と労使の調停委員との間で積極的な交流が図られているとの指摘があります。私が士林地方法院を訪れた際にも、労働法廷の部長(「庭長」) 裁判官が理事長を務める台湾労働調解学会の交流会が開かれ、裁判官と調停委員が活発に意見交換を行っていました。私からも日本の「非正規公務員問題」などについて話題を提供しましたが、裁

判官・調停委員から質問がたくさん出て興味深く感じるとともに、裁判官が率先して外部との交流を行っている様子に感銘を受けた次第です。

実は、台湾訪問に先立ってロンドンにも滞在し、ロンドン中央雇用審判所 (Central London Employment Tribunal) の期日を傍聴することができました(写真2)。紛争解決に関わる者としては、他国の紛争解決手続に対する関心は尽きず、今回得た経験と知識を整理して、台湾・英国・日本における労働紛争の解決手続を比べてあれこれ考えてみたいという欲求を持っています。ちなみに、金融消費評議中心でも台湾特有の金融 ADR 制度の説明を受けました(写真3)。

このような貴重な機会をいただいたわけですが、多くの情報に触れて消化不良に陥ってしまった感もあります。今年は腰を落ち着けて、上記の「宿題」に取り組みたいと思います。最後になりましたが、快く迎入れてくださった関係者の皆さまに、改めて感謝の気持ちを申し上げます。ありがとうございました。



写真1

写真2

写真3

養成期間を終えて

弁護士 成政 優太

私は、法テラスのスタッフ弁護士として、2024年1月から当事務所で1年間の養成を受けてまいりました。

12月末をもって、当事務所での1年間の養成を終え、2025年1月からは、法テラス沖縄法律事務所へ赴任することとなりました。

当事務所に入所してから、赴任をするまでの1年間は、思い返してみるとあっという間でした。まずは、無事に養成期間を終えられることに、ひと安心しております。

この間、ご依頼者の皆様をはじめとして、多くの方にお力添えいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

養成期間は、債務整理事件や離婚事件、刑事事件といった分野の事件を経験してまいりました。

また、法テラス本部や日弁連、所属弁護士会が主催する研修に参加することを通じて、経験が不足する分野の知識を補う、日々の業務で学んだことの点検をするということもありました。

当事務所で過ごした1年間での経験は、私の弁護士としての生活の基礎となり、弁護士業務にも活かされていくものとなります。

これからも、赴任した地域や、ご依頼者様に寄り添い、力となることができるよう、また法テラスのスタッフ弁護士として、各赴任先で期待される役割を果たしていけるよう、研鑽を積む所存でございます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇3階
法テラス沖縄法律事務所

アクセス

【電車でお越しの方】 (池袋駅東口から徒歩約7分)
池袋駅東口(パルコ口)を出て、明治通りの信号を渡り、ヤマダ電機LABIの北側の道(向かって左の道)を進みます。
もう1つ信号を渡り、少し左にずれた道(WACCAの隣の道)をそのまますすぐ進みます。中池袋公園を通り東京建物プリリアホールの右側を進みファミリーマートの先にあります。

【お車でお越しの方】
当事務所のある城北自動車会館の立体駐車場(車高等の制限あり。有料。)をご利用いただくか、WACCA・サンシャインシティの駐車場など近隣の駐車場をご利用下さい。



池袋総合法律事務所
Ikebukuro Sogo Law Office

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-30-12城北自動車会館6階
Tel.03-3980-9190 Fax.03-3984-2484



http://www.islo.jp

いけそう便り

第11号
2025

謹賀新年



「春告草」
撮影：川合順子

新年のご挨拶

新しい年を迎え、みな様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
当事務所は、「地域の人々が安心して相談・依頼できる法律事務所」をコンセプトに業務を行ってまいりました。弁護士は、それぞれが専門性のある分野に精通しており、さらに、事務所内において様々な法的問題について定期的に研究会を開くなどして、近年の多様化・複雑化する相談内容についても事務所として十分に対応できる体制となっております。

なお、当事務所は各地に赴任する前の日本司法支援センター(法テラス)のスタッフ弁護士を養成する事務所でもあります。昨年1年間、当事務所に在籍した成政優太弁護士は、今年から法テラス沖縄法律事務所へ勤務しております。また、小池崇之弁護士が赴任している法テラス高知法律事務所を、昨年11月に訪問してまいりました(3頁目の写真をご参照下さい)。

私どもは、これからも、みな様が気軽に相談できるいわゆる敷居の低い事務所を目指すとともに、みな様に充実した質の高い法的サービスを提供できるように研鑽に努めてゆく所存です。

今後とも、よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年 元旦

- 代表弁護士 木田 卓 寿
- 弁護士 荻野 明 一
- 弁護士 川合 順 子
- 弁護士 澤田 稔
- 弁護士 志水 芙美代
- 弁護士 鶴森 雄 二章
- 弁護士 弘 中 章

新年にあたり思うこと

弁護士 木田 卓寿

昨年は例年よりも多くテレビドラマにはまりました。「虎に翼」(NHK)は録画をして欠かさず見ていました。100年前の問題が今も解決せずにあること、それでも少しずつ改善しようという努力がなされてきたことが良質のエンターテインメントとして描かれていました。「団地のふたり」(NHK)もよかったです。同じ団地で生まれ、各々の事情で団地に戻ってきた幼馴染の50代独身女性ふたりの友情を描いた物語です。特別な出来事があるわけではなく、日常の出来事の中で、違う世代の人々との交流がユーモラスに描かれていました。

昨年は能登半島地震に始まり大雨や高温などの異常気象、解決が見通せないパレスチナやウクライナでの侵略・紛争等があつて穏やかな気持ちになれないことも多かったように思います。私が「団地のふたり」にはまったのは、どこか懐かくそして穏やかな気持ちになりたかったからかもしれません。

最近読んだ白洲正子のエッセイ「老木の花」の中で紹介されていたもので私が素敵だと思った俳句を記し、今年が穏やかな良い年であることを祈念します。

薄化粧八十八の春なれば

上高地を歩く

弁護士 弘中 章

松本市の大学でも働くようになったことをきっかけに、年に一度は上高地を歩くと決めました。本格的な登山とはいきませんが、河童橋と明神池・徳沢の間を往復するだけでも心が洗われます。散策になじんだ足腰でのハイキングは心地よく、日頃からこつこつ運動を続けることの励みにもなっています。

昨年8月は徳澤園に一泊することができ、そこを起点に、横尾まで足をのぼしてみたり、遅ればせながら井上靖の『氷壁』を手にとってみたりするなどして、自分の世界が広がったような気持ちになりました。生活に追われる日々にあつても、ときには、雄大な自然と、深遠な歴史に心を寄せて、世界の豊かさを感じとりたい、という思いを強くしています。

健康に上高地を歩けることを一つの目標にして、業務に励んでまいります。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。皆さまも、健やかな一年をお過ごしください。



徳沢にて



「子供用特定製品」の制度ができました。

弁護士 志水 芙美代

「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品として政令指定されるものです(消費生活用製品安全法2条2項)。例えば、ライター、レーザーポインター、乗車用ヘルメット等が指定されています。特定製品として指定されると、所定の技術基準への適合性を示すマークを付さなければ販売をすることができません。

消費生活用製品安全法が令和6年に改正され、新たに「子供用特定製品」の分類が設けられました。特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品でその使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるもの(政令で指定)を「子供用特定製品」とし、製造・輸入事業者は、国が定める技術基準への適合や、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等が求められます。

日本ではこれまで、玩具について、日本玩具協会による自主安全基準(ST基準)はありましたが、法的強制力のある基準がありませんでした。そのため、海外で流通規制されている危険な玩具が通信販売により国内に入ってくるという問題状況もありました。

今後、乳幼児用玩具については、子供用特定製品に指定され、法規制の対象となることが見込まれます。危険性を内在した玩具による子どもの事故は、本来防ぐことができる事故のはずです。子どもたちを取り巻く環境がより安全なものとなるよう、適切に子供用特定製品の指定が行われることを期待します。

「ご専門は何ですか？」

弁護士 鶴森 雄二

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

様々な機会に「ご専門は何ですか?」と聞かれます。その際、たとえば「相続関係が専門です」といった特定分野を答えることができればよいですが、残念ながら「～が専門です」と言えるようなものは有しておらず、多くの場合は「刑事・民事・家事それぞれこだわりなくやっています」と答えています。

一方で、弁護士登録以来継続して関わっているのが「法律扶助」の問題です。様々な障害(経済的な理由を含みますが、それだけに限りません)のために法的サービスが十分に受けられない人々のためにどのような制度を構築したらよいか主として弁護士会の活動を通じて日々考えています。しかし、相談対応や事件解決に直接結びつくものではないうえ、一般には知られていない分野ですので、弁護士以外の方に「法律扶助が専門です」とは言えないのが悩みです。「法律扶助は何ぞや?」について、一般の方にも理解しやすいよう、簡潔に説明できるようになることが当面の課題です。

36年越しの再会

弁護士 川合 順子

旧友との再会が叶いました。メキシコ人の同い年の女性で、学生時代に米国の大学で留学生仲間として知り合い、クリスマス休暇にメキシコの実家で歓待を受け、その後36年を経て、家族旅行での初来日を迎えることができたのです。

東京と京都の旅程の一部に同行しましたが、20代のお嬢さんがネットを駆使して行きたい場所をかなり調査済み。私が案内するというより、共にあちこちを回って、インバウンド目線での日本の魅力を認識したり、普段行かない場所に足を踏み入れてみたり、と一緒に楽しく刺激的な時間を過ごすことができました。

とりわけ心に残るのは、旧友との会話です。これまでの生活、家族、仕事、女性が働くこと、余暇、政治、…お互いに、学生時代と比べて英語力が低下したと嘆きつつ、数十年分の話話は尽きませんでした。国や言語の垣根も星霜も超えて友情が続くこと、共感し合えることの尊さを、強く感じる出来事でした。

¡Hasta luego!
(また会いましょう)



旧友家族と訪れた京都御所の御内庭

【判例紹介】明らかな要件

弁護士 荻野 明一

何年も前の逮捕歴など公開を望まない個人のプライバシー情報が、ネット検索でいつまでも残っているのは本当に困ります。最高裁で、ネット上の個人情報の抹消請求が否定された例と肯定された例を紹介します。

いずれも、個人のプライバシー情報がみだりに公開されない個人の利益は法律上保護されていることを前提に、その情報の性質・内容、拡散の範囲、具体的被害、被害者の社会的地位や影響力など具体的事情を比べて、グーグルの検索結果による個人情報の抹消請求は否定されましたが(平成29年決定)、ツイッター社(現X)が提供する各ツイートの抹消請求は認められました(令和4年判決)。この違いの大きな理由は、グーグルなど検索事業者が創作した検索結果の提供行為とツイッターなどSNSによる各ツイートの提供行為は性質が相当異なることにあります。

グーグルによる検索結果の提供行為は、グーグルによる表現行為の一面であり、またネット上の情報流通の基盤となる公益的役割をもったものであるから、それが個人のプライバシー侵害として抹消が認められるには、個人のプライバシー侵害のほう、グーグルによる検索結果の提供行為よりも優越することが「明らかな」なときに限られるとしました(平成29年決定)。

しかし令和4年判決は、ツイッター社が提供する各ツイートの抹消請求について、上の「明らかな要件」は使わず、個人情報を公開されない利益の優越性だけで抹消を認めました。これは、ツイッターが提供する各ツイートの目的は、逮捕などの事件が起きた当日の速報にあり、長期間にわたって閲覧され続けるものではないなどの事情から、「明らかな要件」がなくとも単に非公開を求める利益の優越性だけで削除を認めました。

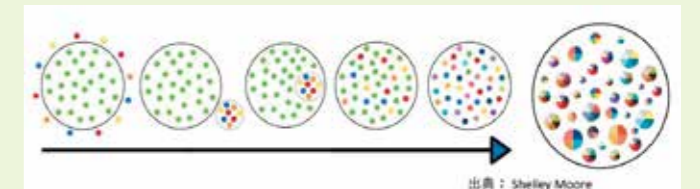
拡散する個人のプライバシー情報の削除請求について、情報提供の媒体の性質によって、削除請求が認められるかどうかの違いがあるようです。

十人百色?

弁護士 澤田 稔

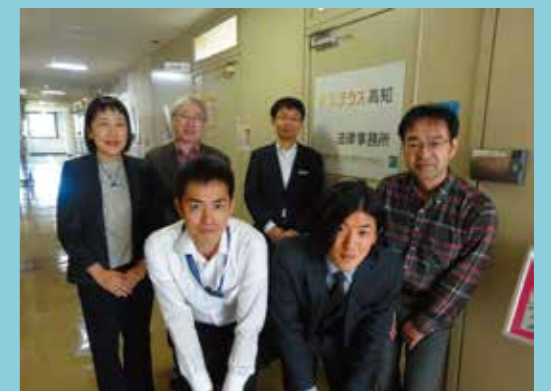
最近、「インクルーシブ教育」について勉強しています。国連障害者権利条約によって日本政府に義務付けられているものです。障害児への教育の場を普通学校に単に統合するのではなく、障害児を含む全ての子どものニーズに合わせた教育環境にするための普通学校改革を含むものなのだということがポイントのようです。下の図は、左から、排除→分離→統合→インクルージョンという段階を示しているのですが、左4つの図の中で、多数派が緑一色で表されていることへの疑問が呈されています。多数派も緑一色ではなくて実は色とりどりなのではないか…。それが5番目の図です。そして、一人一人を一色で表すことがそもそもおかしい、一人一人の中にプリズムのようにいろんな色があるんだ、というのが6番目の図です。この考え方を知ってから、ふだんの生活や、自分自身を見つめるとき、あるいは、他人と自分との関係を考えるときの、ものの見方が少し切り替わったような気がしました。インクルーシブ教育とは、このように、ひとの考え方を転換させる、不思議な力を持っているようです。

(参考:「東京インクルーシブ教育プロジェクト」ホームページにおける池野絵美氏の報告)



出典: Shelley Moore

訪問報告



法テラス高知法律事務所を訪問しました。(前列左から、法テラススタッフ弁護士の北越弁護士、小池弁護士)